

定 款

 日立金属株式会社

(令和 4 年 6 月 21 日改定)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号) 当社は、日立金属株式会社と称し、Hitachi Metals, Ltd. と英訳する。

第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 高級特殊鋼、特殊合金、焼結合金その他の特殊材料及びそれらの加工品並びに精密鑄鍛造品の製造及び販売
2. 封着材料、単結晶、薄膜機能材その他の電子材料及びそれらの応用品の製造及び販売
3. ロールの製造及び販売
4. セラミックス及びその応用品の製造及び販売
5. マグネットその他の磁性材料及びそれらの応用品の製造及び販売
6. フェライトコア、圧電体セラミックス、誘電体セラミックスその他の電気磁気材料及びそれらの応用品、組立品、複合品の製造及び販売
7. 医療用具の製造及び販売
8. 可鍛鋳鉄、ダクタイル鋳鉄、耐熱鋳鋼、軽合金鋳物その他の金属材料及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売
9. 管継手、精密流体制御機器その他の配管用品及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売
10. 水処理設備、汚泥処理設備、焼却設備、土壌環境浄化設備その他の環境設備及び搬送設備その他の産業機械設備の製造及び販売
11. 電線、ケーブル及び光ファイバの製造及び販売
12. ゴムその他の化学成型品、非鉄金属の加工品、電子部品及びその材料の製造及び販売
13. 送配電機器、情報伝送用機器、情報処理用機器、それらのシステム製品及びソフトウェア製品の製造、作成及び販売並びに保守
14. 建設工事、土木工事その他前各号に附帯する工事の設計、監理及び請負
15. 前各号に関連する製品、設備、機器、システム、工事、サービスに係るコンサルティング
16. 前各号に関連する一切の事業

第 3 条 (指名委員会等設置会社) 当社に、取締役会、指名委員会等（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。）及び会計監査人並びに執行役を置く。

第 4 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都江東区に置く。

第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5 億株とする。

第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次項に定める請求をする権利

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。

第9条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第11条（招 集） 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、臨時株主総会は、臨時の必要があるときに、取締役会の決議によってこれを招集する。

株主総会は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日） 当会社は、毎事業年度の末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条（議 長） 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。

第14条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（議決権の代理行使） 株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。

前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。

第16条（議決方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役、取締役会及び指名委員会等

第17条（取締役の員数） 当会社に取締役10名以内を置く。

第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。

前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役会長） 取締役会の決議によって取締役会長1名を定めることができる。

第21条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第22条（取締役会の決議の省略） 取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第23条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 24 条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 25 条（委員会規則） 指名委員会等に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

第 26 条（相談役） 取締役会の決議によって当会社に相談役を置くことができる。

第 5 章 執 行 役

第 27 条（執行役の員数） 取締役会の決議によって当会社に執行役 15 名以内を置く。

第 28 条（執行役の任期） 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

第 29 条（執行役社長） 取締役会の決議によって執行役社長 1 名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。

第 30 条（執行役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 計 算

第 31 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第 32 条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 33 条（剰余金の配当の基準日） 当社は、毎年 3 月末日又は 9 月末日現在の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。

第 34 条（除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当社は、支払いの義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条（取締役の責任免除に関する経過措置） 当社は、取締役会の決議によって、平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当会社が平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した旧商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。

第 2 条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、取締役会の決議によって、平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 3 条（電子提供措置等に関する経過措置） 定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日（以

下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なおその効力を有するものとする。

本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除するものとする。